

入札説明書

1 契約担当部署（問い合わせ先）

一般社団法人バス協調・共創プラットフォームひろしま事務局 事業推進課
〒730-0011
広島市中区基町5番44号
電話 082-962-1006

2 調達内容

(1) 業務名

乗合バス事業の全体最適化に係る利用実績集計及び再編案立案等業務

(2) 履行の内容等

本業務は、アストラムライン沿線等のバス路線の再編に向け、PASPY データの集計及び再編案の立案を行うほか、デルタ内及びデルタ周辺部のバス路線の再編等を検討するため、人流データに基づく移動傾向の整理や特定エリアの歩行者数の集計等を委託するものである。

詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 予定価格

8,433,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(5) 履行場所

一般社団法人バス協調・共創プラットフォームひろしま
広島市中区基町5番44号

3 入札方式

(1) 本件業務の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。

(2) 入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した最低入札価格提示者（落札候補者）がある場合に、落札者の決定を保留した上、落札候補者に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）の提出を求め、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定するものである。

(3) また、最低入札価格提示者が次に掲げる場合に該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者のうち、次順位の入札価格提示者から順次、前記(2)と同様にして、その入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定するものとする。

- ・入札参加資格を有していないと確認した場合
- ・無効な入札の場合

4 入札区分

本件業務の入札は、入札書を持参して提出する、紙入札案件である。

5 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-02調査・研究」に登録されている者であること

- と。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。(入札参加資格確認申請書に「広島市税の納税証明書」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書」の写し等の添付を要する。)
- (6) 平成22年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次に掲げる類似業務の実績を有していること(ア及びイのいずれもの実績を有していること)。
- ア 交通系ICカードの決済データを用いた分析に関する業務
- イ バスネットワークの再編の検討に関する業務
- (7) 次のいずれかの資格を有する者(直接的な雇用関係にあるものに限る。)で、前記(6)と同じ内容の業務実績を有する者を配置できること。(ただし、実施年月日、規模は問わない。実施当時の立場(役割、所属会社等)も問わない。)
- ア 技術士登録の総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画)又は建設部門(都市及び地方計画)の資格を有する者
- イ RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有する者
- (8) その他は、入札説明書による。

6 資格確認申請書等の書類の交付方法

当法人のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/buspf/index.html>)からダウンロードできる。

7 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所
当法人のホームページ(前記6に記載のとおり。以下同じ。)からダウンロードできる。
- (2) 入札説明書、仕様書等の交付方法
当法人のホームページからダウンロードできる。
- (3) 仕様書等に関する質問
ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。
なお、仕様書等に関する質問書は、当法人のホームページからダウンロードできる。
- (ア) 提出方法
持参又は郵送(配達証明付書留郵便)とする。
- (イ) 提出期間
a 持参する場合
入札公告の日から令和8年1月8日(木)までの日(広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
b 郵送する場合
入札公告の日から令和8年1月8日(木)までの午後5時まで(必着)
- (ウ) 提出場所及び問合せ先
前記1に同じ。
- イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌日以降において、当法人のホームページからダウンロードできる。

7 入札の方法

- (1) 入札金額は、総価を記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものと

する。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と一緒に提出すること。入札金額内訳書の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。

8 入札書等の提出方法等

(1) 入札書等の提出方法

次のアからウまでに掲げる入札書等の書類を、指定の日時及び場所に持参すること。なお、郵送、電送その他の方法による入札書等の提出は認めない。

ア 入札書

入札書については、当法人所定の様式のものを使用し、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として広島市に届け出ている印鑑によること。）すること。

イ 委任状

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を開札時までに提出すること。

なお、提出された委任状が、代表権を有する取締役等が自社の社員へ委任したものでないときは、その委任状を無効とする。

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

○○市○○町○番○号

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

上記代理人 ○○ ○○ 印

なお、委任状は、当法人所定の様式を使用して作成すること。

ウ 入札金額内訳書

入札書に記載した入札金額に対応した入札金額内訳書を、入札書と一緒に提出すること。

なお、入札金額内訳書は入札書記載金額に対応した（金額が一致している）ものであること。

作成方法は「入札金額内訳書作成手引」による。入札金額内訳書は、当法人所定の様式を使用して作成すること。

(2) その他

入札書等の提出後は、開札前であっても、提出された入札書等の書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。

9 入札・開札

(1) 入札執行部署

前記1に同じ。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年1月14日（水）午前10時

イ 場所 広島市中区基町5番44号（広島商工会議所ビル5階）

一般社団法人バス協調・共創プラットフォームひろしま会議室

(3) 開札

ア 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うこととする。（立ち会うことができる者は、1者

につき 1 名とする。)

イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に關係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

10 資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、次により、資格確認申請書等を持参して提出するものとする。

なお、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、広島市において指名停止措置を行うことがある。

(1) 提出先

前記 1 に同じ。

(2) 添付書類

ア 広島市税の納税証明書（写し）

「令和〇年〇月〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の納税がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写し。（証明年月日が資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。）

イ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の納税がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その 3」「その 3 の 2」「その 3 の 3」のいずれか）の写し。【電子納税証明書は不可】（証明年月日が資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。）

(3) 提出部数

提出部数は、1 部とする。なお、提出された資格確認申請書等は、返却しない。

(4) 提出期限

令和 8 年 1 月 14 日（水）の午後 5 時まで

ただし、当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合は、別途提出期限を指定する。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(5) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(4)の提出期限までに提出できるよう、あらかじめ準備しておくこと。

11 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記 10 により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、落札候補者は、当法人から資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。

なお、開札日時以後、落札決定までの間に前記 5(4)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けたとき又はその他競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

12 落札者の決定

(1) 前記 11 により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

(2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

13 本件業務の履行に当たって

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び一般社団法人バース協調・共創プラットフォームひろしま委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - ア 当法人発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者
 - イ 当法人発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者

なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び広島市において指名停止措置を行うことがある。
- (3) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに当法人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、広島市において指名停止措置を行うことがある。

14 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 入札回数等
入札回数は、1回限りとし、この結果、落札者（落札候補者）がない場合は、入札を打ち切る。
- (4) 契約保証金
契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額（契約金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に当法人を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記1に提出したとき。
なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。
 - イ 契約保証金免除申請書を、前記1に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。
 - (ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国、地方公共団体、当法人及び広島市が基本財産の50%以上を出資しているその他法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
 - (イ) 広島市税について滞納がないこと。
 - (ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、当法人による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、当法人において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記1に申請すること。
- (5) 契約書の作成等
ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、広島市の休日を定める条例第1条

第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日まで)に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市において広島市競争入札参加資格を取り消すことがある。また、落札決定を取り消された者は、入札保証金相当額の損害賠償金(契約予定金額(契約予定金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額)の100分の5)を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、当法人及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、当法人及び落札者がそれぞれ負担する。ただし、契約書用紙は、当法人が交付する。

(6) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

前記により入札を延期し、又は中止したことに伴い入札参加者に発生した損害については、当法人は一切の負担を負わないものとする。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、当法人のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/buspf/index.html>)に掲載するので入札前に確認すること。

(7) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 前記2(4)の予定価格を上回る額の入札

オ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札